

意見	回答
<p>【第1章 6. 施設の処理方式について】 「エコセメント化を行う」と記載されているが、以下の観点から重大な問題を含むと考えられるが、なぜエコセメント化なのか。</p> <p>【エコセメント工場全体の使用量の参考値】 膨大なエネルギーを消費する。 ・重油71,300ℓ/日(ドラム缶357本/日)、22,300Kℓ/年(ドラム缶112,000本/年) ・灯油2,400ℓ/日(灯油タンク12本)、744Kℓ/年(灯油タンク37,200本/年) ・水道水700ℓ/日、 ・年間使用電力40,110,000Kwh 焼却灰、飛灰には完全に処理しきれない、ダイオキシン、化学物質、重金属等の有害物質が含まれ、材料として使用される事。 総じて、一袋当たりのセメント価格は一般の製品より50%～2倍高いと言われる。 ごみ処理のトータルコストは1.5倍～2倍かかり、エコセメント製造業者がコスト増を受けなければ自治体の予算で賄う必要があり、財政難を加速する懸念がある。 事業に掛るエネルギー消費量は莫大であり、世界が向かう低炭素社会の方向性とは逆行する。 * ごみ処理事業のプロセス全体を考慮すれば、焼却場で温室効果ガスを削減しても、最終処分までに削減効果以上の負債を抱える様では本末転倒と言わざるを得ない。</p>	<p>お示しいただいた数値については、本市では把握していません。当初、日の出町の東京たま広域資源循環組合では、焼却灰を埋立処分していましたが、将来に渡り処分場を確保することが困難であることから、平成11年2月に「エコセメント化施設導入基本計画」、平成12年4月には「エコセメント事業基本計画」を作成し、同年7月にはエコセメント化施設整備受入れについて、日の出町と基本的同意書を締結し、現在に至っています。</p>
<p>【第1章 7.2 給排水計画 について】 排水計画の新処理フローについて、旧フローと同じですか。</p>	<p>新館清掃施設と旧館清掃工場との処理フローで基本的には変更はありませんが、平成27年3月に策定された「八王子市雨水貯留浸透推進計画」に基づき、雨水の利用、貯留を促進するために雨水貯留槽を設け、施設内の水洗便所や植栽散水に再利用する計画としています。</p>
<p>旧館清掃工場解体時に工場内の汚染状況調査で、ほぼ全域12ヶ所に鉛の土壤汚染があり、土壌の入れ替えを実施すると発表でしたが、調整池の構造体も解体し再度造成をしますか。</p>	<p>敷地内の土壤汚染対策は、汚染土壌を場外処分する方法で除染を行う予定です。調整池の構造体については、除染工事に支障となる部分を撤去し工事完了後、復旧する予定としています。</p>
<p>【第3章 2. 選択した項目及び選定しなかった項目とその理由 について】 【表3-2-1】水質については、選定無しだがなぜですか。旧館清掃工場の時もプラント排水処理設備が有りきちんと処理されていたと推察する。しかし、調整池付近()を含む広範な場所から鉛汚染が見つかった。プラントで処理されるので選定しないと云う理由には当たらないのではないですか。</p>	<p>平成18年9月の環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」では、水質については、工場排水を下水道へ放流することで、河川への排水を行わない場合、除くことができる。」と定められています。新館清掃施設では、施設排水は施設内で再利用を行い、余剰となった排水は下水道放流することから、項目から除きました。</p>
<p>調整池から住民の生活環境へ放流する前に必ず決められた水質検査をする様、生活環境影響調査項目に加えて頂きたい。生活環境影響調査項目に入れて置かなければ、公的な測定の約束が無くなり、環境に対する義務も曖昧になると懸念する。 * 調整池から放流された水は、直ぐ下流のホタルの里(毎年ホタルが多数飛翔)と合流する。この環境を守っていけるのか大変な関心事である。</p>	<p>新館清掃施設の稼働に伴う排水は、公共下水道に放流する予定であり、公共用水域(河川)に放流する排水は無い。引き続き「水質汚濁防止法」関連法令を遵守し、適宜水質調査を実施していきます。</p>

<p>【第1章 8.2 維持管理計画 表1-8-1 維持管理計画に基づく自主基準値等について】 騒音レベルの自主基準値は、1日4区分標記とdB値からすると平成10年以前の旧環境基準(時間率騒音レベルL50)とみられるが、平成10年以降の新基準(LAeq)は自動車騒音のみならず色々な一般騒音に対応出来、推奨されているようですが採用しなかったのはなぜですか。</p> <p>【第4章 2.2(3) 現況把握の結果 表4-2-5 騒音調査結果(一般環境)について】 同表は時間率騒音レベル(LA5)を適用しているが、なぜ新基準(LAeq)を適用しないのか。</p>	<p>新館清掃施設等における騒音の規制は、「騒音規制法」又は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、敷地境界において時間区分(朝、昼間、夕及び夜間)毎に時間率騒音レベル(LA5)による基準値を設定して規制しているため、採用しませんでした。</p>
<p>【前質問の表欄外 注2)について】 各時間帯(朝、昼間、夕、夜間)の騒音レベル(LA5)は、その時間帯における1時間値の最大値である。とあるが、L5は通常90%レンジの最大値を言うと思うが、1時間値の最大値とは、1時間に計測したサンプルの中の最大値ととれます。 良く見てみると、ページ一番下欄に注)があり2行目に上述の説明が書かれているので注釈として統一してはどうですか。</p>	<p>「表4-2-5 騒音調査結果(一般環境)」に示した各時間帯の時間率騒音レベル(LA5)は、4時間区分ごとに該当する時間毎に時間率騒音レベル(LA5)を求め、その最大値を時間区分の最大値とし、記載しています。例えば、昼間であれば午前8時から午後7時までの11個の時間率騒音レベル(LA5)の1時間値から、最も大きな値を記載しています。以上より、このような記載をしています。</p>
<p>【表4-2-22 分析結果(廃棄物運搬車両の走行)について】 SV-6の目標値は【現況の騒音を著しく悪化させないこと】とあるが、目標値は曖昧な言語情報ではなく、数値化すべきと思うがどのように考えているのか聞かせてください。数値化しなければ目標値として改善努力が見えない。現況値が既に環境基準を超過しているが、環境基準値の上には要請限度と云う値も控えている。悪化してもダブルスタンダードに守られ現況が更に見えなくなるのではと危惧する。</p> <p>【廃棄物運搬車両の走行 について】 【現況値71dBに対する予測結果は71.3dbであり目標値を達成したものと考える。】とあるが、理解に苦しむ。一体目標値は何dBだったのか(言語設定は無意味。なぜなら、環境基準値の数値と比較不可であるから)。 一層の事環境基準の70dBを目標値にして、道路行政と一体となって改善する方向はとれないものか。これで目標達成とは、何も改善の意識が伝わってこない。【廃棄物運搬車両等の走行による騒音の影響は小さい】とあるが、既に環境基準を超過し、近隣住民に影響を与えている上に0.3dBと言えども更に上乘せして影響が小さいと言えるのか。 【適切な環境保全対策を計画】については、大気質でも質問したが、騒音についての計画はどのようなのか。</p>	<p>本来、目標値は環境基準である70dBとするべきではありませんが、SV-6における現況の騒音レベルは71dBであり、新館清掃施設の供用開始と関係なく環境基準を超過していることから、「現況の騒音を著しく悪化させないこと」を目標としています。 「騒音規制法」では、自動車騒音に係る要請限度は75dBとなっており、75dBを超えた場合に、公安委員会への要請、及び道路管理者へ意見を述べる事ができるとなっています。</p>
<p>【第5章 総合的な評価 1-1 (2)廃棄物運搬車両の走行 について】 二酸化窒素0.041ppm は目標値として設定した【0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下を満足し、】…文末では、同車両等の走行による大気質への影響は小さいと結論付けられている。一方、WHOでは、【0.041～】は【汚れている(人間が病気になる可能性がある)】と云う判断基準である。これ以上大気汚染を増大しないための具体的方策(予算にうらずけられる計画)を説明してください。 * 同ページ下から4行目【本施設の稼働に伴い…適切な環境保全対策を計画しており影響の回避または低減は図られるものとする。】と明言されている。</p>	<p>廃棄物運搬車両の走行による大気質への影響については、現時点での各大気汚染物質の濃度に本事業による影響を加味した場合でも、目標値を満足するものと予測しています。なお、「急発進、空ぶかしの防止」「搬入ルート分散化」「低公害車の導入」など、実施可能な環境保全対策を行うことで、環境への負荷を低減していきます。</p>

<p>【第3章生活環境影響調査項目の選定 について】 大気質項目に放射性物質が抽出されていないのはなぜですか。 【以下補足】 エコセメント材料になる焼却灰、飛灰の計測は材料の安全性を担保する上で必須と考える。福島第一原発の事故は未だ収束しておらず、大気に海洋へと毎日放射性物質は相当な量が放出され続けている。汚染された食品が出回っている現実(厚労省HPで品目毎に発表)があり、福島漁連では操業が出来ず、汚染度調査のための試験操業を継続中。また、食品の食べ残しが生ごみとして、伐採木々等が焼却場で日々焼却されそれらに含まれている放射性物質は気化し大気へ放出されたりバグフィルタで飛灰と共に補足されたものは焼却灰となる。</p> <p>一方、【平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年8月30日法律第110号)】骨子を見ると、第4章2-(2) に【下水道管理者、廃棄物処理施設の設置者等は、汚泥、焼却灰等の廃棄物の汚染の状況について調査し、その結果を環境大臣に報告しなければならないものとする。】とある。311以降下水処理場の汚泥が8000Bqを大幅に超え新聞でも大きく取り上げられた。(8000Bqを超えると単に汚泥ではなく放射性物質その物の扱いになり移動が不可になる)。清掃工場でも準じた測定、処理をすべきと思う。</p> <p>主な理由は以上であるが、大気放出前のバグフィルタ通過後又は煙突のどこかで【μSv】の計測。及び焼却灰、飛灰は【Bq】の計測をするべきと考える。</p>	<p>旧館清掃工場は、東日本大震災以前(平成22年9月末)に休止しており、施設の稼働開始から終了までの期間、放射性物質等の調査は行っていません。なお、都内の清掃工場では、排ガス中の放射能濃度を測定しており、調査項目選定時における排ガス中の放射能濃度の測定結果はすべて検出下限値未満であったことから、影響は小さいものと考えられます。</p> <p>平成18年9月の環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」では、調査事項「大気質」の中で、生活環境影響調査項目として「その他必要な項目」と定めがありますが、放射性物質については上記理由により、影響が予測される項目として認められなかったため、抽出しませんでした。</p> <p>なお、新館清掃施設の供用開始後は、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号)に基づき、放射性濃度等の調査を実施していきます。</p>
<p>【放射能の影響調査について】 ゴミの中に含まれる放射能が、ゴミ焼却に伴い大気中に放出される筈であり、その影響調査が行われていない。理由は何か。大気中に放出される放射能の影響調査を行い、調査書に記載すべきである。</p>	<p>同上</p>
<p>「生活環境影響調査報告書」(案)及び「生活環境影響調査報告書」の“あらし”を作成し、関連する機関(自治会等を含む)に事前配布すべきである。(国の事業では実施している。)</p>	<p>生活環境影響調査報告書の策定とともに、作成しました。</p>